

## 行政対象暴力対策の推進について

〔平成15年7月29日〕  
〔関係省庁申合せ〕

行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、暴力団等（暴力団、暴力団員、準構成員、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロをいう。）又は右翼が、不正な利益を得る目的で、国の行政機関等又はその職員を対象として行う違法又は不当な行為（以下「行政対象暴力」という。）を排除するため、下記の対策を実施する。

### 記

#### 1 実態把握

地方支分部局等の地方機関を含め、行政対象暴力を受けた場合等の報告・連絡の仕組みを確立するなどして、自省庁に対する行政対象暴力の実態把握に努める。

#### 2 排除対策の推進

##### (1) 排除意識の高揚

行政対象暴力の実態及びその対処要領等を職員に周知させるなどして、行政対象暴力を排除する意識の高揚に努める。

##### (2) 組織的対応の確立

行政対象暴力に対しては、組織的に対応することを原則とし、必要に応じて、そのための要領の制定、対応を協議するための機関の設置等の措置を講ずる。

##### (3) 不当要求防止責任者の選任

行政対象暴力に適切に対処するため、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に基づく不当要求防止責任者を選任し、都道府県暴力追放運動推進センター等が行う責任者講習等を受講させるよう努める。

##### (4) 連絡担当者の指定

行政対象暴力に関する情報交換を円滑に行うため、連絡担当者を指定する。

#### 3 情報センターの設置

##### (1) 情報センターの設置

行政対象暴力に関する情報を共有し、対策の効果的な推進を図るため、警察庁に行政対象暴力情報センター（以下「センター」という。）を設置する。

##### (2) センターへの通報

行政対象暴力事案（地方機関に対するものを除く。）を把握したときは、その状況を遅滞なくセンターに通報する。

##### (3) 情報の提供

センターは、行政対象暴力に関する情報を集約し、適切な時期にその状況を関係省庁に通報するとともに、関係省庁からの照会に応じて、必要な情報の提供を行う。